

平成30年度版

# 伊勢崎市不妊治療費助成事業のご案内

【助成対象となる方】



平成30年4月1日～平成31年3月31日までに治療を受け、下記の全てに該当する方

- ① 医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること。
- ② 夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること。
- ③ 医療保険法における医療保険に加入していること。
- ④ 伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。
- ⑤ 他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助(群馬県助成を除く)を受けていないこと。

【助成内容】

- ① 助成回数
  - ・助成金の交付は、1年度(4月1日から翌年の3月31日まで)につき1回。
  - ・同一夫婦について、通算3回まで。
- ② 助成の対象となる治療等(4月1日から翌年の3月31日までの治療期間)
  - ・診察、検査(頸管粘膜検査等)、処置(卵管通気検査・子宮卵管造影検査・腹腔鏡検査等)、ホルモン治療、人工授精・体外受精・顕微授精、その他医師が認めた不妊治療。

※申請に係わる文書作成料、予防接種注射代、受精卵凍結保管料及び入院費、食事代等は助成対象外



【申請期間】

**平成30年4月1日～平成31年4月1日(月)まで**

(今年度は3月31日が日曜日のため、申請に必要な書類すべてが**年度内(平成31年3月末まで)**に作成されたものであれば**4月1日(月)まで**申請をお受けします。)

【申請に必要な書類等】

※①②の申請書等は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号) 【夫婦それぞれ別の印鑑(朱肉を使うもの)を押印】
- ② 不妊治療費助成金医療機関受診証明書(様式第3号)
  - ・不妊治療を行ったこと及び治療費用を証明するものです。医療機関、保険薬局ごとに証明が必要です。
- ③ 夫婦それぞれの健康保険証の写し
- ④ 夫婦それぞれの市税等に滞納のない証明(完納証明)
- ⑤ 不妊治療費の領収書(原本)・証明金額分の領収書をお持ちください。領収書はその場でお返しします。
- ⑥ 申請書に押印した夫婦それぞれ別の印鑑2つ(\*訂正及び請求書を作成につき印鑑をお持ちください。)
- ⑦ 振込先通帳
- ⑧ 群馬県特定治療支援事業承認決定通知書(対象者の方)
- ⑨ 夫婦の住所が異なる場合は、戸籍謄本(対象者の方)

※完納証明書の交付場所は、市役所、各支所、市民サービスセンター(宮子・あずま)です。

※完納証明書及び戸籍謄本については、発行からおおむね1か月以内のもの。

●各種証明書等は年度内(平成31年3月末まで)に作成されたものを提出ください。

【助成額】

不妊治療に要した医療費の自己負担額の1/2が助成対象です。10万円を上限。(千円未満切捨て)

【群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業に該当する方へ】

不妊治療費総額から県の助成額を差し引いた1/2(千円未満切捨て)が伊勢崎市の助成対象となり10万円を上限としています。先に県への申請を済ませて、県の承認決定通知書をお持ちください。(県の申請から承認決定になるまで日数を要します。お早目の準備をお願いします。)



## お知らせ



年度末にかけて大変混みますので、助成金額の上限に達した方、治療が終了した方は、お早めに申請手続きをお願いいたします。受付には、時間を要しますので時間に余裕を持ってお越しください。

医療機関によっては、受診証明書の交付の予約が必要な場合や、交付に数週間を要する場合があります。早めに医療機関へご確認下さい。

(※医療機関受診証明書の証明年月日は、平成31年3月末までに証明されたものに限りです。)

県の申請から承認決定まで日数を要します。申請期限に間に合うように申請をお願いします。  
年度末につき2月からの申請は、市から先に申請も可能です。ご相談ください。  
 申請年度に受けた不妊治療はその年度内に申請してください。

完納証明、医療機関受診証明書など各種証明書は、平成30年度内（平成31年3月末まで）に作成されたものを提出ください。

※ 平成30年度の申請期限は、平成31年4月1日（月）までです。

(今年度は3月31日が日曜日のため、申請に必要な書類すべてが年度内（平成31年3月末まで）に作成されたものであれば4月1日（月）まで申請をお受けします。)

**【お問い合わせ】 健康管理センター 23-6675**

**【申請受付窓口】**

**受付時間：午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）**

名称	住所	電話番号
健康管理センター	連取町 1155	23-6675
赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目 123-1	20-2210
あずま保健センター	東町 2670-4	62-9918
境保健センター	境 637	74-1363
健康づくり課（市役所内）	今泉町二丁目 410	27-2746

**健康管理センター**  
 〒372-0812  
 連取町1155（市民病院東隣）  
 TEL.0270 (23) 6675  
 FAX.0270 (21) 8995

**赤堀保健福祉センター**  
 〒379-2204  
 西久保町二丁目123-1（赤堀幼稚園東隣）  
 TEL.0270 (20) 2210  
 FAX.0270 (40) 0002

**あずま保健センター**  
 〒379-2231  
 東町2670-4（あずま支所北側）  
 TEL.0270 (62) 9918  
 FAX.0270 (62) 9917

**境保健センター**  
 〒370-0124  
 境637（境支所西隣）  
 TEL.0270 (74) 1363  
 FAX.0270 (74) 1363